

## 島根大学における障がいのある学生の修学支援に関する要項

(平成22年 9月15日学長決裁)

[平成25年11月15日一部改正]

[平成28年 3月30日一部改正]

### (趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人島根大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則（平成28年島大学則第83号）その他の法令に定めのあるもののほか、障がいのある者を学生として受け入れ、入学前から入学後の修学支援を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要項において、「障がいのある学生」とは、本学に入学を志望する者又は在籍する学生(科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生等を含む。)で、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障がい」という。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

### (支援体制)

第3条 支援は、障がいのある学生が志望又は所属する学部、研究科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教育・学生支援機構と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前2項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育・学生支援機構障がい学生支援室長は、関係部局間の調整を行うものとする。

### (委員会)

第4条 障がいのある学生のための支援計画の策定その他必要な事項を審議するため、島根大学障がい学生修学支援委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### (支援の申出及び対象範囲の決定)

第5条 障がいのある学生は、入学前(入学者選抜試験受験時を含む。)、入学後のいずれの時期においても、支援を申し出ることができる。

2 申し出のあった支援の必要性の有無及び支援の範囲については、所属学部等と障がいのある学生との間でその都度協議のうえ、委員会が決定するものとする。

(情報提供及び相談窓口)

第6条 障がいのある学生の修学に関する支援体制等の情報提供及び相談窓口は、教育・学生支援機構障がい学生支援室とする。

(入学者選抜試験及び入学後の支援体制)

第7条 所属学部等及び教育・学生支援機構は、本学の入学者選抜試験の受験を希望する障がいのある学生からの相談及び入学後の修学等の支援に関して協力して行うものとする。

(履修及び単位認定等における特別措置)

第8条 所属学部等及び教育・学生支援機構は、障がいのある学生に対し、履修及び単位認定等において当該学生の不利益にならないよう特別な措置を講ずるものとする。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 支援に関する事務は、関係する各部・課及び各事務部の協力を得て教育・学生支援部学生支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

附 記

この要項は、平成22年9月15日から実施する。

附 記

1 この要項は、平成25年11月15日から実施する。

2 身体等に障がいのある者の入学者選抜及び修学等に関する相談の指針（平成22年9月15日学長決裁）は、廃止する。

附 記

この要項は、平成28年4月1日から実施する。